

公営企業各事業における
現状と課題及び
抜本的な改革における論点・課題

公営企業各事業における現状と課題（観光施設その他事業）

事業概要	<p>観光を目的とする施設の設置・運営を行うもの (国民宿舎等の休養宿泊施設事業、索道事業(ロープウェイ)、温泉施設事業等がある)</p>		
公営企業で行ってきた必要性・理由	<p>○地理的・社会的条件などにより民間施設の事業が期待できないため ○地域活性化等の目的で公営により実施してきたものもある</p>		
現状 ※法適用の黒字・赤字は経常損益ベース	<p>【観光施設事業】 ○H26決算 【法適用】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・事業数 45事業 ・経営状況 黒字事業: 25事業(9億円の黒字) 赤字事業: 20事業(10億円の赤字) 累積欠損金を有する事業: 26事業(271億円) 不良債務を有する事業: 5事業(38億円) 資本不足の事業: 5事業(60億円) ・主な指標 経常収支比率: 107.8% </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【法非適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業数 271事業 ・経営状況 黒字事業: 257事業(41億円の黒字) 赤字事業: 13事業(18億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率: 98.7% </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業数 45事業 ・経営状況 黒字事業: 25事業(9億円の黒字) 赤字事業: 20事業(10億円の赤字) 累積欠損金を有する事業: 26事業(271億円) 不良債務を有する事業: 5事業(38億円) 資本不足の事業: 5事業(60億円) ・主な指標 経常収支比率: 107.8% 	<p>【法非適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業数 271事業 ・経営状況 黒字事業: 257事業(41億円の黒字) 赤字事業: 13事業(18億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率: 98.7%
<ul style="list-style-type: none"> ・事業数 45事業 ・経営状況 黒字事業: 25事業(9億円の黒字) 赤字事業: 20事業(10億円の赤字) 累積欠損金を有する事業: 26事業(271億円) 不良債務を有する事業: 5事業(38億円) 資本不足の事業: 5事業(60億円) ・主な指標 経常収支比率: 107.8% 	<p>【法非適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業数 271事業 ・経営状況 黒字事業: 257事業(41億円の黒字) 赤字事業: 13事業(18億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率: 98.7% 		
改革の実績	<p>○H21～H25の実績・・・事業廃止 31事業、民営化 8事業、指定管理者制度 47事業 ○H26・H27の実績・・・事業廃止 19事業、民営化 1事業 ○改革が進んだ理由・・・厳しい経済情勢や民間と競合する公的施設の制限に係る閣議決定(H12.5)の趣旨を踏まえ、事業廃止等が必要と判断したため 等 ○改革が進まなかった理由・・・地域活性化や雇用創出の目的を重視したため、民営化・民間譲渡の受け皿が見つからないため 等</p>		
今後の経営上の課題	<p>○観光ニーズの変化(団体旅行から個人旅行、ICT化、インバウンド等)に対応した営業活動等による支出 ○施設の老朽化対策や耐震化対策</p>		
国における施策	<p>○国等に準じて、地方公共団体に対し、民間と競合する宿泊施設等の新設・増築の禁止、既存施設の早期(5年以内)の廃止、民営化その他の合理化を行うよう要請(H12.5月閣議決定) ○事業実施時のリスクを限定するよう助言(①法人格を別にして実施すること、②公営企業として実施する場合は事業規模が一定の基準未満の場合に限り公営企業債の同意等を行うことなど(総務省通知(H23.12月)) ○観光圏整備法の制定等(H20.7月)により、地方公共団体が策定する観光圏整備計画に基づく取組に財政支援(公営企業も含む) ○経営戦略の策定の要請(総務省通知(H26.8月))</p>		

公営企業各事業の抜本的な改革における論点・課題（観光施設その他事業）

検討上の留意点	<ul style="list-style-type: none">○民営化・民間譲渡、民間活用、事業廃止による経営改革が検討可能○民間事業者と競合する業種が多いことから、採算性に加えて公営の必要性及び既存の民営事業者との競合関係についても十分に検討が必要○当該施設及び土地について、地域全体の魅力向上のため、周辺エリアと連携し、他の用途で一層の高度利用ができないか検討が必要○民間活用については、27年度末までにPFI4事業、指定管理者制度事業178事業、包括的民間委託1事業と、全316事業の57.9%となっており、事業全体としては進んでいない
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none">○代替する民間事業者がいる場合 →民営化・民間譲渡を検討○代替する民間事業者がいない場合 →民間活用(PFI、包括的民間委託、指定管理者制度など)に抜本的に取り組み、経営の効率化を推進 又は →事業廃止を検討(地域活性化や雇用確保の観点から事業廃止が難しい場合は、経営を一層効率化)
改革のために必要な施策	<ul style="list-style-type: none">○経営戦略の策定推進及び経営比較分析表の策定 (民営化・民間譲渡を含めた施設のあり方・有効活用についての検討促進など)○民営化・民間譲渡、民間活用等に関する改革事例の周知・横展開
改革が必要な企業の考え方	<ul style="list-style-type: none">○経常赤字が続く事業○累積債務の増加が続く事業○将来の更新投資・老朽化対策に係る負担が多額に見込まれる事業

公営企業各事業における現状と課題（駐車場整備事業）

事業概要	路上駐車場以外の一般公共の用に供する有料駐車場（時間極の有料駐車場など）を運営するもの		
公営企業で行ってきた必要性・理由	<ul style="list-style-type: none"> ○道路交通の円滑化、都市機能の増進等を目的とし、計画的な駐車場整備を進めるため ○商店街の振興等の観点から市街地中心部等における駐車場を公営により確保してきたため 		
現状 ※法適用の黒字・赤字は経常損益ベース	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ○H26決算【法適用】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業数 7事業 ・経営状況 黒字事業：7事業（3億円の黒字） 赤字事業：なし 累積欠損金を有する事業：1事業（33億円） 不良債務を有する事業：なし 資本不足の事業：なし ・主な指標 経常収支比率：139.4% </td> <td style="vertical-align: top;"> 【法非適用】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業数 219事業 ・経営状況 黒字事業：205事業（29億円の黒字） 赤字事業：14事業（61億円の赤字） ・主な指標 収益的収支比率：85.2% </td> </tr> </table> <p>【(参考)民営を含む総共用台数】 488万台 ※地方公営企業の割合 2.6%</p>	○H26決算【法適用】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業数 7事業 ・経営状況 黒字事業：7事業（3億円の黒字） 赤字事業：なし 累積欠損金を有する事業：1事業（33億円） 不良債務を有する事業：なし 資本不足の事業：なし ・主な指標 経常収支比率：139.4% 	【法非適用】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業数 219事業 ・経営状況 黒字事業：205事業（29億円の黒字） 赤字事業：14事業（61億円の赤字） ・主な指標 収益的収支比率：85.2%
○H26決算【法適用】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業数 7事業 ・経営状況 黒字事業：7事業（3億円の黒字） 赤字事業：なし 累積欠損金を有する事業：1事業（33億円） 不良債務を有する事業：なし 資本不足の事業：なし ・主な指標 経常収支比率：139.4% 	【法非適用】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業数 219事業 ・経営状況 黒字事業：205事業（29億円の黒字） 赤字事業：14事業（61億円の赤字） ・主な指標 収益的収支比率：85.2% 		
改革の実績	<ul style="list-style-type: none"> ○H21～H25の実績・・・事業廃止 18事業、民営化 3事業、指定管理者制度 23事業 ○H26・H27の実績・・・事業廃止 6事業 ○改革が進んだ理由・・・指定管理者となる民間事業者の確保ができたため 等 ○改革が進まなかった理由・・・民営化・民間譲渡、民間活用の相手先が見つからないため 等 		
今後の経営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少や商店街等の利用客の減少による収入減 ○施設の更新・老朽化対策や耐震化対策 		
国における施策	<ul style="list-style-type: none"> ○経営戦略の策定の要請（総務省通知（H26.8月）） 		

公営企業各事業の抜本的な改革における論点・課題（駐車場整備事業）

検討上の留意点

- 民営化・民間譲渡、民間活用、事業廃止による経営改革が検討可能
- 当該施設及び土地について、地域全体の魅力向上のため、周辺エリアと連携し、**他の用途で一層の高度利用ができないか検討が必要**
- 民間活用**については、27年度末までにPFI1事業、指定管理者制度事業157事業に上り、全226事業のうち**70.0%が取り組んでいる**

改革の方向性

- 代替する民間事業者がいる場合
→**民営化・民間譲渡を検討**
- 代替する民間事業者がいない場合
→**民間活用**（PFI、包括的民間委託、指定管理者制度など）に**抜本的に取り組み**、経営の効率化を推進
又は
→事業廃止を検討（地域活性化や雇用確保の観点から事業廃止が難しい場合は、経営を一層効率化）

改革のために必要な施策

- 経営戦略の策定推進及び経営比較分析表の策定**
（民営化・民間譲渡を含めた施設のあり方・有効活用についての検討促進など）
- 民営化・民間譲渡、民間活用等に関する**改革事例の周知・横展開**

改革が必要な企業の考え方

- 経常赤字が続く事業**
- 累積債務の増加が続く事業**
- 将来の更新投資・老朽化対策に係る負担が多額に見込まれる事業**

公営企業各事業における現状と課題（市場事業）

事業概要	開設者が卸売業者及び仲卸業者等から使用料を徴収し、卸売取引を行わせる事業であり、 必要な施設及び設備の維持管理、取引の監督 を行うもの		
公営企業で行ってきた必要性・理由	○中央卸売市場については、 開設者は都道府県及び人口20万人以上の市等の地方公共団体等に限定 されているため(卸売市場法第8条) ○地方卸売市場については、 開設者は民間事業者も可能 であるが、地域の実情により公営による適正な取引の監督が期待されたため		
現状 ※法適用の黒字・赤字は経常損益ベース	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ○H26決算【法適用】 ・事業数 14事業 ・経営状況 黒字事業:9事業(5億円の黒字) 赤字事業:5事業(51億円の赤字) 累積欠損金を有する事業:7事業(547億円) 不良債務を有する事業:2事業(15億円) 資本不足の事業:なし ・主な指標 経常収支比率:97.6% </td> <td style="vertical-align: top;"> 【法非適用】 ・事業数 150事業 ・経営状況 黒字事業:148事業(30億円の黒字) 赤字事業:1事業(0.5億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率:86.7% </td> </tr> </table> <p>【(参考)民営を含む総施設数】(H26年度末)中央卸売市場:67施設、地方卸売市場:1,092施設 ※地方公営企業の割合 19.3%</p>	○H26決算【法適用】 ・事業数 14事業 ・経営状況 黒字事業:9事業(5億円の黒字) 赤字事業:5事業(51億円の赤字) 累積欠損金を有する事業:7事業(547億円) 不良債務を有する事業:2事業(15億円) 資本不足の事業:なし ・主な指標 経常収支比率:97.6%	【法非適用】 ・事業数 150事業 ・経営状況 黒字事業:148事業(30億円の黒字) 赤字事業:1事業(0.5億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率:86.7%
○H26決算【法適用】 ・事業数 14事業 ・経営状況 黒字事業:9事業(5億円の黒字) 赤字事業:5事業(51億円の赤字) 累積欠損金を有する事業:7事業(547億円) 不良債務を有する事業:2事業(15億円) 資本不足の事業:なし ・主な指標 経常収支比率:97.6%	【法非適用】 ・事業数 150事業 ・経営状況 黒字事業:148事業(30億円の黒字) 赤字事業:1事業(0.5億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率:86.7%		
改革の実績	○H21～H25の実績…事業廃止 6事業、民営化 5事業、指定管理者制度 18事業 ○H26・H27の実績…事業廃止 3事業、民営化 2事業 ○改革が進んだ理由…国の施策等を受けて市場の統合等を進めたため 等 ○改革が進まなかった理由…地域で唯一の施設であることや地域経済や地域雇用への影響などを考慮したため 等		
今後の経営上の課題	○ 生産流通構造の変化 等への対応 ○施設の更新・老朽化対策		
国における施策	○生鮮食料品等の流通における基幹的インフラとしての機能・役割を強化・高度化し、経営の効率化を図るため、市場運営の広域化や他の卸売市場との統合、事業廃止等による自主的な再編措置を促進(H28.1月 第10次卸売市場整備基本方針(農水省)) ○運営の広域化、中央卸売市場の地方卸売市場への転換等(H28.4月 中央卸売市場整備計画(農水省)) ○ 再編を講じる市場の施設整備費に対しては、強い農業づくり交付金及び市場事業債(充当率100%) を充当可能。市場事業債の元利償還金に対しては、一般会計繰出額1/2のうち70%を 特別交付税措置 ○ 経営戦略の策定の要請 (総務省通知(H26.8月))		

公営企業各事業の抜本的な改革における論点・課題（市場事業）

検討上の留意点	<ul style="list-style-type: none">○広域化、事業廃止、民営化・民間譲渡、民間活用による経営改革が検討可能○農林水産業の振興や地域経済への影響を考慮し、公営により行われてきた実態がある○市場運営の広域化、統廃合、事業廃止など自主的な再編等に伴う施設整備費については、国の交付金（強い農業づくり交付金）の活用が可能
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none">○広域化、事業廃止による再編・統廃合を検討○広域化・事業廃止が難しい場合は、 →民営化・民間譲渡を検討 又は →民間活用（PFI、包括的民間委託、指定管理者制度など）を一層進めつつ、経営の効率化を推進
改革のために必要な施策	<ul style="list-style-type: none">○経営戦略の策定推進及び経営比較分析表の策定 （農水省の基本方針を踏まえた再編・統廃合の検討促進など）○広域化、民営化・民間譲渡等に関する改革事例の周知・横展開
改革が必要な企業の考え方	<ul style="list-style-type: none">○農林水産物の取扱数量の減少などにより経常赤字が続く事業○累積債務の増加が続く事業○運営の広域化、施設の統廃合が必要な事業○将来の更新投資・老朽化対策に係る負担が多額に見込まれる事業

公営企業各事業における現状と課題（と畜場事業）

事業概要	食用に供する目的で、獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)をとさつし、又は解体するために 施設を設置し、必要な施設及び設備の維持管理や、と畜検査員による食肉の衛生検査 を行うもの		
公営企業で行ってきた必要性・理由	○民営によっていたと畜場を衛生管理を徹底するため、一定の衛生基準の下に、 公営優先の制度を確立 (明治39年屠場法制定) ○戦後、食肉需要の増加に応え、私設屠畜場の開設を促進すべく、 公営優先の規定は削除 (昭和28年屠畜場法制定)されたが、地域の実情により公営による適正な衛生管理が期待されたため		
現状 ※法適用の黒字・赤字は経常損益ベース	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ○H26決算【法適用】 ・事業数 1事業 ・経営状況 黒字事業:1事業(0.5億円の黒字) 赤字事業:なし 累積欠損金を有する事業:なし 不良債務を有する事業:なし 資本不足の事業:なし ・主な指標 経常収支比率120.5% </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> 【法非適用】 ・事業数 61事業 ・経営状況 黒字事業:61事業(3億円の黒字) 赤字事業:なし ・主な指標 収益的収支比率:79.6% </td> </tr> </table> 【(参考)民営を含む総事業数】 192事業 ※地方公営企業の割合 32.3%	○H26決算【法適用】 ・事業数 1事業 ・経営状況 黒字事業:1事業(0.5億円の黒字) 赤字事業:なし 累積欠損金を有する事業:なし 不良債務を有する事業:なし 資本不足の事業:なし ・主な指標 経常収支比率120.5%	【法非適用】 ・事業数 61事業 ・経営状況 黒字事業:61事業(3億円の黒字) 赤字事業:なし ・主な指標 収益的収支比率:79.6%
○H26決算【法適用】 ・事業数 1事業 ・経営状況 黒字事業:1事業(0.5億円の黒字) 赤字事業:なし 累積欠損金を有する事業:なし 不良債務を有する事業:なし 資本不足の事業:なし ・主な指標 経常収支比率120.5%	【法非適用】 ・事業数 61事業 ・経営状況 黒字事業:61事業(3億円の黒字) 赤字事業:なし ・主な指標 収益的収支比率:79.6%		
改革の実績	○H21～H25の実績…事業廃止 8事業、民営化 3事業、指定管理者制度:3事業 ○H26・H27の実績…事業廃止 2事業、民営化 1事業 ○改革が進んだ理由…処理頭数の減少により事業の継続が困難になったため 等 ○改革が進まなかった理由…地域で唯一の施設であるため、地域経済や地域雇用への影響を考慮したため 等		
今後の経営上の課題	○ 生産流通構造の変化 等への対応 ○施設の更新・老朽化対策		
国における施策	○病原性大腸菌O157等への対策として衛生基準の強化(H8年と畜場法施行規則改正(厚労省)) ○BSE(牛海綿状脳症)対策として危険部位の焼却の実施(H14年牛海綿状脳症対策特別措置法制定(厚労省・農水省)) ○牛肉については、食肉処理施設の再編整備のため、1施設1日あたりの処理頭数について「H25年度491頭」を「H37年度に620頭以上」にする目標を設定(H27年3月酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(農水省)) ○ 経営戦略の策定の要請 (総務省通知(H26.8月))		

公営企業各事業の抜本的な改革における論点・課題（と畜場事業）

検討上の留意点	<ul style="list-style-type: none">○広域化、民営化・民間譲渡、事業廃止、民間活用による経営改革が検討可能○畜産業の振興や地域経済への影響など地域の実情を考慮し、公営企業として事業が行われてきた実態がある○事業廃止については、対象となると畜場の食肉処理機能を他の施設などに移管し、代替性を確保することに留意が必要
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none">○広域化、民営化・民間譲渡、事業廃止による再編整備を検討○広域化、民営化・民間譲渡、事業廃止が難しい場合は、民間活用（PFI、包括的民間委託、指定管理者制度など）を一層進めつつ、経営の効率化を推進
改革のために必要な施策	<ul style="list-style-type: none">○経営戦略の策定推進及び経営比較分析表の策定（再編整備の検討促進など）○広域化、民営化・民間譲渡等に関する改革事例の周知・横展開
改革が必要な企業の考え方	<ul style="list-style-type: none">○年間処理頭数の減少などにより経常赤字が続く事業○累積債務の増加が続く事業○将来の更新投資・老朽化対策に係る負担が多額に見込まれる事業

公営企業各事業における現状と課題（港湾整備事業）

事業概要	港湾基本施設の整備と一体となり、 港湾の機能を効率的に発揮するために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の整備 を行うもの（※航路、防波堤・護岸、棧橋、臨港道路等の港湾基本施設は公共事業として行われている）				
公営企業で行ってきた必要性・理由	○ 港湾管理者は地方公共団体及び港務局とされている ため（港湾法第2条）				
現状 ※法適用の黒字・赤字は経常損益ベース	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ○H26決算 【法適用】 </td> <td style="vertical-align: top;"> 【法非適用】 </td> </tr> <tr> <td> ・事業数 8事業 ・経営状況 黒字事業:6事業(34億円の黒字) 赤字事業:2事業(2億円の赤字) 累積欠損金を有する事業:なし 不良債務を有する事業:なし 資本不足の事業:なし ・主な指標 経常収支比率:126.9% </td> <td> ・事業数 89事業 ・経営状況 黒字事業:83事業(98億円の黒字) 赤字事業:5事業(10億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率:58.3% </td> </tr> </table>	○H26決算 【法適用】	【法非適用】	・事業数 8事業 ・経営状況 黒字事業:6事業(34億円の黒字) 赤字事業:2事業(2億円の赤字) 累積欠損金を有する事業:なし 不良債務を有する事業:なし 資本不足の事業:なし ・主な指標 経常収支比率:126.9%	・事業数 89事業 ・経営状況 黒字事業:83事業(98億円の黒字) 赤字事業:5事業(10億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率:58.3%
○H26決算 【法適用】	【法非適用】				
・事業数 8事業 ・経営状況 黒字事業:6事業(34億円の黒字) 赤字事業:2事業(2億円の赤字) 累積欠損金を有する事業:なし 不良債務を有する事業:なし 資本不足の事業:なし ・主な指標 経常収支比率:126.9%	・事業数 89事業 ・経営状況 黒字事業:83事業(98億円の黒字) 赤字事業:5事業(10億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率:58.3%				
改革の実績	○H21～H25の実績…事業廃止 3事業、指定管理者制度 7事業 ○H26・H27の実績…事業廃止 1事業、民営化 1事業 ○改革が進んだ理由…指定管理者となる民間事業者の確保ができたため 等 ○改革が進まなかった理由…競争力を強化する目的で低い利用料金を設定しているため、一体となって整備される港湾基本施設が公共事業として実施されることもあり、独立採算が徹底されていないため 等				
今後の経営上の課題	○ 投資の合理化 （ふ頭用地造成などにおける投資の適正規模についての慎重な検討） ○ 維持管理の効率化				
国における施策	○国際戦略港湾及び国際拠点港湾における 港湾運営会社制度 の導入可能とした（H23年度港湾法改正（国交省）） （港湾運営会社は、ふ頭群を長期で借り受けて荷役機械を整備しながら船社等から料金徴収し、その運営を行う） ○港湾運営会社制度やPFI、指定管理者制度等の民間活用の促進（H26.12月 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（国交省）） ○ 経営戦略の策定の要請 （総務省通知（H26.8月））				

公営企業各事業の抜本的な改革における論点・課題（港湾整備事業）

検討上の留意点	<ul style="list-style-type: none">○民間活用による経営改革が検討可能○事業主体が法律で地方自治体と定められているため、港湾機能施設全体の事業廃止、民営化・民間譲渡は困難だが、その一部については事業廃止、民営化・民間譲渡は検討可能○ふ頭用地造成などについては、建設投資規模が大きいため、国際・国内両面の社会経済情勢の変化に伴うサービス需要の動向、貨物取扱い見込み量等を踏まえつつ、過大な投資にならないよう慎重な検討が必要○法非適用事業の収益的収支比率が58.3%と低い背景の一つには、競争力を強化する目的で低い利用料金を設定している実態がある
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none">○H23年港湾法改正により創設された港湾運営会社制度や、PFI、指定管理者制度等の民間活用を推進○港湾機能施設の種類ごとに利用状況などを見極め、一部機能の事業廃止、民営化・民間譲渡を検討○民間活用、一部機能の事業廃止、民営化・民間譲渡が難しい場合は、国・港湾管理者・民間の協働体制の構築による港湾運営の効率化
改革のために必要な施策	<ul style="list-style-type: none">○経営戦略の策定推進及び経営比較分析表の策定 （投資の合理化及び維持管理の効率化の検討促進など）○民間活用や港湾運営の効率化等に関する改革事例の周知・横展開
改革が必要な企業の考え方	<ul style="list-style-type: none">○経常赤字が続く事業○累積債務の増加が続く事業○将来の更新投資・老朽化対策に係る負担が多額に見込まれる事業

公営企業各事業における現状と課題（宅地造成事業）

事業概要	地域の計画的開発、都市の再開発等のため、 用地を先行投資で造成し、企業等に売却 することにより事業を運営するもの （①臨海土地造成事業、②内陸工業用地等造成事業、③流通業務団地造成事業、④都市開発事業及び⑤住宅用地造成事業の各事業を総称したもの）		
公営企業で行ってきた必要性・理由	○公共性が高い土地利用について、 計画的・持続的な開発・利用の確保 、また、産業振興や住民生活の向上等の観点から、 事業主体として地方公共団体が法律に明記 されているため（上記①（公有水面埋立法）、③（流通業務市街地の整備に関する法律）、④（土地区画整理法及び都市計画法）の事業） ○その他、事業主体が法律に明記されていないが、巨額の先行投資が必要であり、地域の計画的開発等を確保するため（上記②、⑤の事業）		
現状 ※法適用の黒字・赤字は経常損益ベース	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ○H26決算 【法適用】 ・事業数 46事業 ・経営状況 黒字事業：15事業（253億円の黒字） 赤字事業：31事業（3,467億円の赤字） 累積欠損金を有する事業：27事業（4,272億円） 不良債務を有する事業：2事業（41億円） 資本不足の事業：9事業（622億円） ・主な指標 土地売却率：82.2% </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> 【法非適用】 ・事業数 397事業 ・経営状況 黒字事業：341事業（290億円の黒字） 赤字事業：16事業（155億円の赤字） ・主な指標 土地売却率：78.0% </td> </tr> </table>	○H26決算 【法適用】 ・事業数 46事業 ・経営状況 黒字事業：15事業（253億円の黒字） 赤字事業：31事業（3,467億円の赤字） 累積欠損金を有する事業：27事業（4,272億円） 不良債務を有する事業：2事業（41億円） 資本不足の事業：9事業（622億円） ・主な指標 土地売却率：82.2%	【法非適用】 ・事業数 397事業 ・経営状況 黒字事業：341事業（290億円の黒字） 赤字事業：16事業（155億円の赤字） ・主な指標 土地売却率：78.0%
○H26決算 【法適用】 ・事業数 46事業 ・経営状況 黒字事業：15事業（253億円の黒字） 赤字事業：31事業（3,467億円の赤字） 累積欠損金を有する事業：27事業（4,272億円） 不良債務を有する事業：2事業（41億円） 資本不足の事業：9事業（622億円） ・主な指標 土地売却率：82.2%	【法非適用】 ・事業数 397事業 ・経営状況 黒字事業：341事業（290億円の黒字） 赤字事業：16事業（155億円の赤字） ・主な指標 土地売却率：78.0%		
改革の実績	○H21～H25の実績・・・事業廃止 66事業、民営化 2事業 ○H26・H27の実績・・・事業廃止 17事業 ○改革が進んだ理由・・・債務整理の計画策定を要件に三セク債を活用して累積債務の処理が進んだため 等 ○改革が進まなかった理由・・・産業政策の中で重要かつ規模の大きな事業であり売却に向け取組を継続することとしたため 等		
今後の経営上の課題	○人口減少や産業構造の変化に伴う 土地需要の減少 ○長期的な地価下落に伴う土地の 時価評価額の下落 ○ 多額の累積債務の処理 （販売用土地の時価評価額が当該土地に係る地方債残高を下回る事業が全体の58.9%（H26年度））		
国における施策	○ 資金不足比率が一定基準以上の事業は、経営健全化計画策定義務 が課されるなど、経営悪化を早期に是正する制度創設（地方財政健全化法（H21.4月～）） ○公営企業の廃止等に伴い必要となる経費について資金手当を行う 第三セクター等改革推進債の制度創設 （H21～25年度） ○ 事業実施時のリスクを限定するよう助言 （①プロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること、②公営企業として実施する場合は事業規模が一定の基準未満の場合に限り公営企業債の同意等を行うことなど）（総務省通知（H23.12月）） ○ 経営戦略の策定の要請 （総務省通知（H26.8月））		

公営企業各事業の抜本的な改革における論点・課題（宅地造成事業）

<p>検討上の留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業廃止、民間譲渡、民間活用による経営改革が検討可能 ○費用構成に占める土地売却原価の割合が85.6%と高いことを踏まえると、累積債務の解消のためには、用地売却の促進が第一であり、経常収支の改善のみで累積債務を削減することは難しい ○用地の処分促進のため、リース方式(貸付)など企業のニーズに応じた弾力的な方法も検討 ○一方、造成された用地を企業等に売却して事業の採算性を確保するため、経営状況は経済動向の影響を大きく受ける ○事業廃止等に伴い債務整理を行う場合には、一時的に多額の資金が必要
<p>改革の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個別の事業について、未売却用地の状況をはじめとする資産・負債等の経営状況の見える化を推進 ○造成地等の処分方法の弾力的見直しなどにより売却を促進 ○民間活用(PFI、包括的民間委託、指定管理者制度など)を一層進めつつ、経営の効率化を推進 ○多額の債務を抱え、用地売却の見込みが立たないと判断される場合は、先送りすることなく、事業廃止、民間譲渡を検討
<p>改革のために必要な施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○経営戦略の策定推進及び経営比較分析表の策定 ○事業廃止・民間譲渡等を円滑に行った改革事例の周知・横展開
<p>改革が必要な企業の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○用地売却の見込みが立たない事業 ○累積債務の増加が続く事業

公営企業各事業における現状と課題（下水道事業）

事業概要	○公共下水道、集落排水施設及び浄化槽等を用いた 汚水の処理又は雨水の排除 により、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を行うもの		
公営企業で行ってきた必要性・理由	○ 施設の建設に巨額の資金 を必要とし、また、その 投下資本の回収に長期間 を要するため、 民間資本の進出が期待できない ○生活環境整備など、地方公共団体が行う一般行政と密接に連携して実施することが適当 ○下水道は、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために設ける「公の施設(地方自治法第244条)」であり、その設置、改築、修繕、維持その他の管理は市町村(流域下水道の場合は都道府県)が行うものと法定されている(下水道法第3条)		
現状	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> H26決算【法適用】 ・事業数 591事業 ・経営状況 黒字事業:396事業(1,592億円の黒字) 赤字事業:190事業(202億円の赤字) 累積欠損金を有する事業:213事業(1,143億円) 不良債務を有する事業:59事業(202億円) 資本不足の事業:64事業(338億円) ・主な指標 経常収支比率:107.0% </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> 【法非適用】 ・事業数 3,048事業 ・経営状況 黒字事業:3,007事業(714億円の黒字) 赤字事業:29事業(124億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率:76.9% </td> </tr> </table>	H26決算【法適用】 ・事業数 591事業 ・経営状況 黒字事業:396事業(1,592億円の黒字) 赤字事業:190事業(202億円の赤字) 累積欠損金を有する事業:213事業(1,143億円) 不良債務を有する事業:59事業(202億円) 資本不足の事業:64事業(338億円) ・主な指標 経常収支比率:107.0%	【法非適用】 ・事業数 3,048事業 ・経営状況 黒字事業:3,007事業(714億円の黒字) 赤字事業:29事業(124億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率:76.9%
H26決算【法適用】 ・事業数 591事業 ・経営状況 黒字事業:396事業(1,592億円の黒字) 赤字事業:190事業(202億円の赤字) 累積欠損金を有する事業:213事業(1,143億円) 不良債務を有する事業:59事業(202億円) 資本不足の事業:64事業(338億円) ・主な指標 経常収支比率:107.0%	【法非適用】 ・事業数 3,048事業 ・経営状況 黒字事業:3,007事業(714億円の黒字) 赤字事業:29事業(124億円の赤字) ・主な指標 収益的収支比率:76.9%		
改革の実績	<p>○H21～H25の実績・・・事業廃止 8事業、PFI導入 7事業、指定管理者制度 2事業、包括的民間委託 35事業、広域化等 16事業</p> <p>○H26・H27の実績・・・事業廃止 2事業、PFI導入 7事業、包括的民間委託 34事業、広域化等 11事業</p> <p>○広域化・共同化の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化・共同化・最適化・処理場の統廃合 237団体(下水道事業における経営戦略策定支援のための各種取組事例等調査(H27.10)) ・下水道と農業集落排水施設等との接続 229箇所(「日本の下水道」(H26年度末)) 		
今後の経営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少に伴う使用料収入の減少 ○施設の大量更新・老朽化対策 ○技術等の継承 		
国における施策	<ul style="list-style-type: none"> ○公営企業会計の適用要請、経営戦略の策定要請、経営比較分析表の作成による経営状況の「見える化」(総務省) ○持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(国交省・農水省・環境省(H26.1月)) ○H27下水道法改正(国交省:民間による雨水貯留施設整備促進・雨水公共下水道の創設・維持修繕基準の創設・広域化・共同化促進等に資する協議会制度の創設) ○浄化槽設置の推進等(環境省) 		

公営企業各事業の抜本的な改革における論点・課題（下水道事業）

検討上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○広域化等、民間活用による経営改革が検討可能 ○事業の地理的・社会的状況が多岐にわたる中、事業の実施に当たっては、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から、最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行うことが必要 (広域化・共同化・最適化(以下、「広域化等」という)の現状については、広域化等・処理場の統廃合237団体、下水道と農業集落排水施設等との接続229箇所となっており、取組が進んできたところ) ○民間活用については、地域や各事業者の実情を踏まえ、民間委託の活用のほか、コンセッション方式を含むPPP/PFIの活用を積極的に検討することが必要 (民間活用の現状については、27年度末までに包括的民間委託が79事業、PFIが30事業、指定管理者制度が33事業と、全3,639事業の3.9%となっており、一層の推進が必要)
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な経営に向けて、地域の実情に応じて、投資・維持管理両面にわたる合理化・効率化、特に広域化等や民間活用を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・[新設]未普及地域の解消に当たっては各種処理施設(公共下水道、集落排水、浄化槽)の中から最適なものを選択 ・[更新・維持管理]処理場の統廃合、流域下水道への編入、施設・設備の共同使用、事業統合(一部事務組合等)その他の広域化等を進めるとともに、維持管理においてはPPP/PFIや包括的民間委託などを推進
改革のために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○公営企業会計適用の推進(人口3万人以上の団体はH31年度までに全て移行) ○経営戦略の策定(高資本費対策について経営戦略策定を要件化(H29年度～)) ○広域化等を検討するきっかけとなるような指標の活用例、改革事例の横展開などを検討 ○広域化等を推進する観点から地方財政措置の重点化を検討 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>＜現行の地方財政措置＞</p> <p>内容:下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%(うち50%が事業費補正により交付税措置)を一般会計から繰入れ</p> <p>対象団体:広域化・共同化を行う複数の地方公共団体</p> <p>対象施設:終末処理場(及びこれに類する施設)の整備事業</p> </div>
改革が必要な企業の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○経費回収率が低い事業 ○将来の更新投資・老朽化対策に係る負担が多額に見込まれる事業

公営企業各事業における現状と課題（病院事業）

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法に基づいて開設の許可を受けた自治体立病院が地域住民に対して医療サービスを提供する事業 		
公営企業で行ってきた必要性・理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療等について、地方公共団体が病院を設置し担っている ○ 公立病院に期待される主な機能 <ul style="list-style-type: none"> ①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療、②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療、③県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療、④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点 		
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業数 681事業（うち地方独立行政法人 43事業）、881病院（うち地方独立行政法人 77病院） ○ 経営状況 <ul style="list-style-type: none"> 黒字事業：311事業（760億円の黒字） 赤字事業：370事業（1,098億円の赤字） 累積欠損金を有する事業：468事業（1兆8,056億円） 不良債務を有する事業：68事業（283億円） 主な指標：経常収支比率 99.3% 医業収支比率 91.8% 		
改革の実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年12月に公立病院改革ガイドラインを示し、公立病院を設置する地方公共団体に対し、公立病院改革プランを策定し、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った改革に取り組むよう要請。その成果は次のとおり <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 【経営の効率化】 黒字病院 H20: 29.3% (280病院) → H25: 46.4% (414病院) → H26: 44.8% (395病院) 【再編・ネットワーク化】 ・統合・再編等に取り組んでいる病院数: 162病院（H25年度末） ・再編等の結果、公立病院数は減少 H20: 943 → H25: 892 (△51病院) → H26: 881 (△62病院) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 【経営形態の見直し】 (H26年度末) <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人化(非公務員型) 66病院 ・指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 17病院 ・民間譲渡・診療所化 48病院 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 【経営の効率化】 黒字病院 H20: 29.3% (280病院) → H25: 46.4% (414病院) → H26: 44.8% (395病院) 【再編・ネットワーク化】 ・統合・再編等に取り組んでいる病院数: 162病院（H25年度末） ・再編等の結果、公立病院数は減少 H20: 943 → H25: 892 (△51病院) → H26: 881 (△62病院) 	<ul style="list-style-type: none"> 【経営形態の見直し】 (H26年度末) <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人化(非公務員型) 66病院 ・指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 17病院 ・民間譲渡・診療所化 48病院
<ul style="list-style-type: none"> 【経営の効率化】 黒字病院 H20: 29.3% (280病院) → H25: 46.4% (414病院) → H26: 44.8% (395病院) 【再編・ネットワーク化】 ・統合・再編等に取り組んでいる病院数: 162病院（H25年度末） ・再編等の結果、公立病院数は減少 H20: 943 → H25: 892 (△51病院) → H26: 881 (△62病院) 	<ul style="list-style-type: none"> 【経営形態の見直し】 (H26年度末) <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人化(非公務員型) 66病院 ・指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 17病院 ・民間譲渡・診療所化 48病院 		
今後の経営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師不足等の厳しい環境が続く中、半数以上の病院が黒字化を未達成 ○ 人口減少や少子高齢化による医療需要の変化への対応 ○ 国の医療提供体制の改革と連携した地域医療提供体制の再構築 		
国における施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療提供体制の改革(厚労省) <ul style="list-style-type: none"> 医療介護総合確保推進法(平成26年法律第83号)に基づく地域の医療提供体制の改革に係る取組として、都道府県が策定する地域医療構想に基づき、病床機能の分化・連携を推進(地域医療構想の策定状況: 12府県(H28年3月末)) ○ 新公立病院改革ガイドラインによる改革の要請(総務省) <ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月に新公立病院改革ガイドラインを示し、地域医療構想を踏まえて平成28年度中に新公立病院改革プランを策定するよう要請 		

公営企業各事業の抜本的な改革における論点・課題（病院事業）

検討上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の厳しい財政状況に加え、高齢化・人口減少の中で、限られた医療資源を活用するために、公立病院を含めた医療機関が地域で連携協力し、効率的で質の高い医療提供体制を構築することが求められている ○ 公立病院は、医療提供体制の改革と連携し、都道府県が策定する地域医療構想を踏まえ、自らの果たすべき役割を明確化した上で、更なる経営の効率化や再編・ネットワーク化等を推進することが求められている
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新公立病院改革ガイドラインで示した以下の4つの視点に立って、改革を推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域医療構想を踏まえた役割の明確化（将来の病床機能ごとの必要量を踏まえた病床機能や病院規模の見直し） ② 経営の効率化（医師・看護師の確保、医療の質・サービスの向上による収益増、経費節減の取組等） ③ 再編・ネットワーク化（経営主体の統合、公的・民間病院等との再編・ネットワークの構築、ICTを活用した情報連携等） ④ 経営形態の見直し（地公企法の全部適用、指定管理者制度の導入、地方独立行政法人化）
改革のために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新公立病院改革プランの策定（平成28年度中） ○ 不断の経営効率化の推進 ○ 再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの更なる推進 ○ 公立病院改革を推進するために必要な地方財政措置の検討 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>＜現行の地方財政措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公営企業法に定める負担区分に基づく一般会計からの繰出金に対して、所要額を地方財政計画に計上 ・ 不採算部門における医療の提供に要する経費に対し、病床数や施設に応じて地方交付税により措置 </div>
改革が必要な企業の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般会計からの繰入れをしてもなお黒字化を達成できていない病院 ○ 地域医療構想を踏まえ、従来の役割や病床規模・機能の見直しが必要となる病院